

第10回

# 一般歯科診療所からみた病診連携の課題 —周術期等口腔機能管理の現実

医療法人社団 悠星 湘南デンタルケアインプラントクリニック 久保 浩太郎

## 歯科診療所における周術期等口腔機能管理について

周術期等口腔機能管理は二〇一二年の診療報酬改定で導入された医科連携の保険点数評価である。全身麻酔下でのがん手術、心臓血管外科手術、臓器移植手術、整形外科人工股関節置換術等の外科手術、さらにはがん患者の化学療法、放射線治療や緩和ケア、造血管移植術、脳卒中の手術等において、術前、術中のトラブルや、術後の合併症の予防を目的としている。口腔管理により良好な口腔環境を保つことによって、術後肺炎、誤嚥性肺炎、感染性心内膜炎、口腔粘膜炎、薬剤関連顎骨壊死、放射線性顎骨骨髓炎といった合併症の発生を減少させることができ<sup>1)</sup>。

現在では、診療報酬導入から時間が経過していることもあり、口腔健康管理（口腔衛生管理+口腔機能管理）の重要性は医科でも認識され、歯科が併設された病院での周術期等口腔機能管理の取り組みは進んでい

かかりつけ歯科医である一般の歯科診療所での周術期等口腔機能管理が必要とされている。近年歯科診療所での算定数は少しずつ増加しているものの、その数はほんのわずかでしかないのが現状である（表2）。著者は周術期等口腔機能管理が社会保険に収載された二〇一三年頃から、一般歯科診療所に勤務しながら病診連携に取り組んできた。自身のこれまでの経験や、実際の臨床について事例紹介をさせていただきたい。

### 周術期等口腔機能管理の最初の苦労

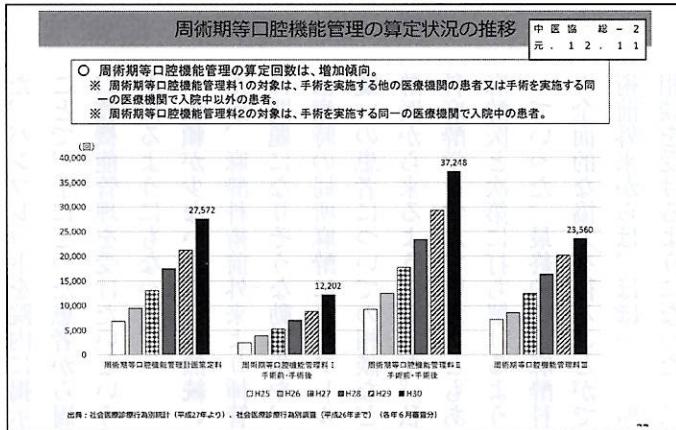
東京の一般歯科診療所に勤務した頃、周術期等口腔機能管理が保険収載されたことを知った。私にとって、衝撃的な制度であった。一般診療所の歯科医師が、かかりつけ医師と協力して全身的に重症な患者の口腔健康管理にかかることを意図したのだと理解できたからである。そもそも私は大学では歯科麻酔科だったが、周術期管理は専門分野であった。歯科医師が周術期の患者口腔健康管理を行うに当たり、歯科診療所の外来で医療連携ができる、しかも患者は健康保険で医療サービスを受けられることがあるということは、大変

画期的な制度であった。「周術期口腔機能管理に取り組むことにより、歯科に対する国民の意識を変えることができるのではないか」とさえ思つたほどである。

偶然にも私の勤務する歯科診療所の徒歩圏内に歯科を標榜しない四〇床規模の総合病院があった。さつと町の歯医者ということで、そもそも会つてもらえるかと心配したことを見えていた。面会にうかがうと副院长が面会で対応して下さり、私は用意したスライドを見せながら、全身麻酔下での手術や化学療法の患者に対して、歯科診療所と病診連携を行なうことが保険医療で認められたことや、医学的なメリットなどについて説明した。副院长からは「手術部位感染や人工呼吸器関連肺炎なども減少させる可能性があるということですね。看護部と麻酔科の部長と話しをしてもらい、了承がとれたら進めていきましょう」ということになつた。

当時、周術期口腔機能管理は①口腔内細菌のコントロール、②歯科疾患処置、③口腔乾燥——の対応がいわれているだけで、具体的な方法論

&lt;表1&gt;



&lt;表2&gt;

周術期口腔機能管理の算定状況

○ 周術期口腔機能管理の算定回数は病院併設歯科を中心に実施されているが、歯科診療所もここ数年増加傾向にある。

項目別算定期数	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年度
周術期口腔機能管理計画策定期	3,579	6,818	9,507	13,073	17,495
周術期口腔機能管理料I	889	2,398	3,879	5,273	7,037
手術前	516	1,182	2,810	3,817	5,243
手術後	473	1,216	1,269	1,456	1,794
周術期口腔機能管理料II	3,375	9,275	12,914	17,807	23,278
手術前	1,719	3,635	5,366	7,632	10,379
手術後	1,656	5,640	7,148	10,175	12,999
周術期口腔機能管理料III	1,599	7,181	8,541	12,482	16,331

施設別算定期数（平成28年）	病院併設歯科	歯科単独病院	歯科診療所	歯科診療所(H27)	歯科診療所(H27)
周術期口腔機能管理計画策定期	18,490	29	780	0	436
周術期口腔機能管理料I	5,984	26	988	584	580
手術前	4,500	20	687	146	362
手術後	1,464	6	301	438	218
周術期口腔機能管理料II	23,159	2	2	0	—
手術前	10,262	—	—	—	—
手術後	12,897	2	2	0	—
周術期口腔機能管理料III	15,584	11	422	0	238

（単位：回）

出典：社会医療診療行為別統計

&lt;図1&gt;



署名してもらいう形をとっていた。医師が「歯科相談を依頼したい」といふ時にすぐにオーダーができない、看護師など他の医療スタッフでも均一的な説明を行うことが可能となり、医師の負担を少なくするようにした。また他の診療科の医師にも、実際にパンフレットに目を通しておいてもらつた。歯科を受診することのメリットや、実際に行っている内容を理解してもらった（図1、図2）。ま

について学べる機会は、かなり限られていた。そこで東京歯科大学市川総合病院や東邦大学口腔外科、周術期センターなどを見学させてもらい、口腔健康管理の実際やシステムについて学んだ。

最初に私が医療連携した病院では、化学療法の部長は口腔ケアにあまり積極的ではなかった。これまでも歯科なしで診療されてきているし「町の歯医者に一体何ができるのか？」という不信感があつたのかもしれない。制度上、医師からの依頼が絶対に必要なので、診療科の部長や医師、

看護師の理解がないと、いくら歯科医にやる気があつても進めることができなかつた。そこで医師からの歯科エックの依頼を極力漏れがなく、効率的に受けていくために東邦大学が行つている周術期センターでの口腔トリアージ法を参考に、週一回午前のみの麻酔科術前外来の日に合わせて口腔健康相談を無料で行い、患者が希望した場合には後日改めて歯科診療所を受診してもらうこととした。

意図込んではじめた麻酔科術前外来での歯科相談であつたが、最初は

ほとんど相談がなかつた。二〇一二年五月より開始したのだが、周術期口腔機能管理の依頼に至つたのは三件だけであった。そこで多忙な医師から相談の依頼を受けやすくするには、依頼書を極力シンプルにするといいのではないかと考え、いろいろ工夫をしたのだが上手いかなかつた。

病院外部の歯科なので、依頼をする際に院内電子カルテシステムからの依頼ができず、すべて紙ベースでの依頼書を使用していた。依頼書を病院医事課に渡し、医師から依頼と

依頼が来ていたのは、最初に面会でお話をした副院長の整形外科であつたからである。

歯科依頼のハードルを少しでも下げるため、患者向けパンフレットを作成した。歯科が介入することは大半の患者さんには好評だったのだが、「これから命がけの手術を受けるのに、歯なんか関係ないじゃないか！」と怒り出してしまった患者もいた。患者へ口腔健康管理の重要性を説明することが、医師にとって大きな手間となつていて。

た、パンフレットを院内に掲示することで、手にとった患者から周術期口腔機能管理を受けたいという希望が出るようになつた。

依頼が少ない状態は依然続いていたが、麻醉科術前外来より挿管、時に問題になりそうな動搖歯や、歯科治療時の局所麻酔によるアレルギー疑いの患者についての相談などが麻酔医から来るようになった。私が歯科麻酔学を学んでいたこともあり、麻酔医と次第に打ち解けるようになつていった。最終的には麻酔科からの全面的な協力を得ることができた。

術前外来からは、ほぼ100%歯科相談を受けるようになつた。二〇一三年一二月には二一件の依頼を受けることができたが、歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査<sup>2)</sup>によると二〇一三年六月の歯科診療所での全国平均実施人数は〇・四人であったことを考えると依頼件数が多いことは明らかである。医療現場でのコミュニケーションや、診療を通じての連携を積み重ねていくことが信頼関係となり、次の依頼につながると感じている〈図3〉。

診療実績が上がつてくると、地域医療連携室からもダイレクトに歯科の診療の依頼や相談が来るようにな

つた。次から次へと依頼が来るようになり、そうすると病棟での口腔健康管理や、判断の難しい口腔粘膜疾患への対応など口腔外科の知識や技術が必要となるケースが多くなつていた。

新たに病診連携してくれる病院を探すために、地域中核病院の医療連携会に積極的に参加して、名刺交換をしながら、周術期における口腔機能管理の重要性の説明を行つた。その後、部門長と面会して詳しい説明を行い、院内で医療スタッフ向けの講演会を行うなどして理解を求めていた。地域医療連携室には、歯科の依頼書を渡し、ファックスでもらう形式で依頼を受けるようにしていった。

医科と歯科に密接な関係があれば「ちよつと困ったな」という場合でも、とりあえず「すぐに歯科にコンサルをしてみよう」という発想になると思われ、その積み重ねがお互いの信頼関係となり、より予防的な術前からの介入依頼につながるのではないかと考えている。現在はコロナウイルスの影響で、地域医療連携会や対面でのコミュニケーションは難しいが、医療者同士でやりとりできるような新しい取り組みが必要だと思われる。

### 現場で感じた周術期等口腔機能管理の運用面での問題点

歯科を標榜しない病院での周術期口腔機能管理は訪問診療として行つていた。ここでは術前介入ではなく院内で入院中の患者に起きた歯科領域のトラブルに関する対応を主に行つた。多くは義歯の不具合や歯痛などに対する依頼で、その後歯科診療所に通院してもらう、もしくはかかりつけ歯科に転院するというパターン

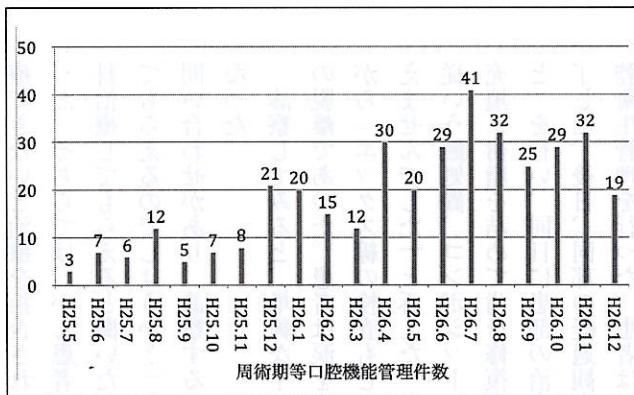
ン、重症な患者に対する口腔衛生管理といったパトーンが多かつた。ここで最初の頃は歯科医師会で配布絡をとるようになつたのだが、現場では担当看護師と患者の申し送りの際などに挨拶する程度であつた。事務的には問題はないのだが、現場の医療者同士がしつかりとコミュニケーションをとらないと、医科と歯科の距離はなかなか縮まらない。患者に歯科的な問題が発生してからの歯科依頼になつてしまふのは、この距離感の遠さに問題があるように感じている。

また、患者が転院した際には、この計画書は現在の患者口腔内を示す指標としての重要な書類である。特に退院後、患者が日常生活に復帰できるなら問題はないが、たとえば施設に入るなど生活環境が大きく変わった場合は、次の在宅医療担当の歯科医師や、施設介護職に患者口腔内の情報提供ができるからである。多職種の人間が活用し評価を行ふことを考えると、計画書では歯科特有の専門用語は極力避け、誰がみてもわかりやすい内容を心がけたほうがよい〈図4〉。

また、現在の周術期等口腔機能管理計画策定料は一人の患者に対しても一回しか算定できず、病診連携の場合、病院歯科で策定した場合は、歯科診療所では策定できない。しかし、口腔内状況の変化によっては計画の

&lt;図2&gt;

&lt;図3&gt;



&lt;図4&gt;

## 周術期等口腔機能管理の実例

このからは実際の治療例を、いくつか事例紹介させていただきます。最初に提示する二症例は周術期等口腔機能管理をはじめたばかりの二〇一三

再立案が必要になる場合もある。そのためにも患者の状況をスコアリングし、継続的な評価が必要だと考える。周術期等口腔機能管理は三ヶ月で終了という規定になっているが、これは化学療法の治療期間を日安に定められたと聞いている。現在では周術期等となつており、脳卒中患者なども含まれる。そう考えると三ヶ月で終了せず、病状によっては延長したり、医師や介護職も評価に加わり、理解できるような共通のアセスメントを採用していくことが重要である。

### 私が考える周術期等口腔機能管理の問題点と解決方法について列挙する。

**【歯科医師サイド】**

- 問題点：周術期等口腔機能管理を実施するに当たり、必要な知識、技術が不足している。
- 解決方法：周術期等口腔機能管理に関するセミナーを実施し、セミナー受講者が登録歯科医となり地域医療機関から連絡を受けるよう一年程度とし、定期的に受講しなければ更新できない仕組みとする。医師にも理解してもらうため、医療関係者が参加できる内容のセミナーにする。

### 【行政サイド】

- 問題点：①コロナウイルスの影響

**【行政サイド】**

- 問題点：①コロナウイルスの影響

で対面のコミュニケーションがとれず、お互いを知り合つきつかけである地域医療連携会が開催できない、②院内での訪問診療や口腔ケアチームの訪問は「密」となるため口腔機能管理が実施困難な状況であり、本歯科へ依頼するという状況にあるため、歯科治療を完了するための十分な期間をとることができない。もしもは依頼を行わない。

**○問題点：何か問題が発生してから**

来患者が受けられるはずの医療サービスを提供できていない。

**○解決方法：**①ICTを応用して現場での医師、歯科医師などが気軽にコンサルをしてもらうことや、少しでも早く初動対応できることが期待できる。もしくは周術期等口腔機能管理などのトレーニングを受けた歯科衛生士を院内に常駐させ、医師—歯科医師の意思疎通を支援するようにする。

**○問題点：①コロナウイルスの影響**

ても検討する、③歯科衛生士が病院内に常駐することで医師—歯科医師の意思疎通だけでなく、オンライン診療の場合は歯科医師に変わって口腔内の状況の確認や、補助を行うことが期待できる。医療連携した場合の衛生士の活動についての診療報酬について検討する。

年の診察内容である。

## (1) 整形外科領域の患者

「足が悪いので、たとえ自宅の前に歯科医院があったとしても行くことができません。自宅の洗面所に行くのも一苦労。ヘルパーさんに歯を磨いてもらう場合もあるが、あれこれいつて嫌われてしまうのも困るので我慢しています」とのことであった。患者の口腔衛生状態は、明らかに不良の状態であった。うがいをすればきれいになるだろうというくらいの大きな汚れもそのままになってしまっていた。

(1) 整形外科領域の患者

「足が悪いので、たとえ自宅の前に歯科医院があつたとしても行くことができません。自宅の洗面所に行くのも一苦労。ヘルパーさんに歯を磨いてもらう場合もあるが、あれこれいって嫌われてしまうのも困るので我慢しています」とのことであつた。患者の口腔衛生状態は、明らかに不良の状態であつた。うがいをすればきれいになるだろうといふくらいの大きな汚れもそのままになつてしまつていた。

診察してみると、単純なインレーの脱離であつた。患者は涙を流しながら「エックス線の検査もしてもらえないませんでした」と訴えた。通法に従いう蝕処置、コンポジットレジン充填（樹脂を詰めて歯を修復すること）を行い、同日に患部の治療は完了した。後日、同部の経過観察と口

療できないと治療を拒否されてしまつた。そちらでは、がん患者でも歯科治療してもらえると聞いたが、診てもらえるのでしょうか?」という問い合わせがあり、診察することとなつた。

療できないと治療を拒否されてしまつた。そちらでは、がん患者でも歯科治療してもらえると聞いたが、診てもらえるの？」といふ問い合わせがあり、診察することとなつた。

嘔吐反射があり、今まで一回も義歯を使用したことではないとのことであった。患者家族に付き添われ、車椅子で来院。口腔外科医と抜歯部位の協議を行つた。口腔外科としては上顎右側第一小白歯も抜歯したいということであつた。

#### (4) 乳がん化学療法予定の若い女性患者

「今日しか時間がない」と予約なしで突然の来院。歯科治療が必要な本数も多かった。当日はすべての予約枠は埋まっており、本来は診察不可能な状態であったが、予約患者の治療内容を変更するなどして、並行して歯科治療を行つた。患者の歯科診療所での滞在時間は長時間に及んでしまつたため歯科治療のみに止どめ口腔衛生管理については病院の歯科を受診するように説明をした。ここまでくると、患者の顔にも少し安堵の表情がみえた。

嘔吐反射があり、今まで一回も義歯を使用したことではないとのことであった。患者家族に付き添われ、車椅子で来院。口腔外科医と抜歯部位の協議を行つた。口腔外科としては上顎右側第一小白歯も抜歯したいということであつた。

しかし、抜歯してしまうと総義歯となるため嘔吐反射のある患者が初めて使う義歯としては難しいのではないかと考え、同部位のう蝕に関しては迅速に歯科治療を行うことを前提に、保存する方向でお願いした。

退院後、引き続き補綴処置を行つた。嘔吐反射があり通常の印象（型取り）が困難であったため、精神鎮静法下で義歯印象は行つた。義歯は極力床縁が小さくなるよう設計、調整を行つた。

その後、咀嚼能力測定用グミゼリーを用いて、咀嚼能力を判定した。

咀嚼能力測定用グミゼリーであれば施設に入居した場合でも、介護職などの他職種が能力判定をすることができるはずである。患者は「入れ歯で食べることができるようになりました。最初は上の一本の歯は抜くつもりでしたが、この一本があるから入れ歯が入れられているのですね。歯の大切さがよくわかりました」とのことだつた。

患者はがんを宣告されると、病気のこと、家族のこと、仕事のことなど、さまざまな悩みが出てくる。そこに「治療開始までに急いで歯科治療を終えなければならない」という歯科の問題まで出てくるのである。心に余裕がなくなり、突然来院してしまったという心理状況であつた

かと思われる。可能な限り早いタイミングで医師から相談・依頼があれば余裕をもつて対応をすることがで

スである。

は会社をもつた大企業をつくることができる。予約患者の治療と並行しての歯科治療は担当医にとって相当な負担となる。

このようなケースでは一般歯科診療所への予約の取り方についてのクレーティカルパスを作成するなどの取り組みが重要だと思われる。

また、今回のケースとは異なるが  
化学療法中に歯科的なトラブルで来  
院する患者がいる。そういう患者  
は、現在の病状やレジメンや投薬ス  
ケジュールなどについての診療情報  
提供書がない状態での来院が多い。

そういう場合、患者から話を聞くしかないのだが、時間がかかり、情報が正確かどうかもわからない。歯科治療上でさまざまな配慮が必要となる場合もある。担当医としては患者のために、ある程度のリスクを承知で歯科治療を進めていくしかない。

医科の先生方には、問題が出てから歯科診療所を受診させるのではなく、問題がなくとも予防的に歯科を受診させ、歯科疾患的に重症化しないようなるべく早い依頼をお願いしたい。

あくまで友人という立場でナースステーションを訪問し、口腔ケアアグッズを届けた。口腔衛生指導は手紙にて同封した。

「ミントが口に合わないのであれば歯磨剤は中止して結構です。代わりにうがいを行つてもらい、夕方や翌日に血餅になつたら口腔ウエットシ

ートなどで取り除いて下さい。うがいに血が混じって精神的に辛ければスプレーや保湿ジェルでも結構です。スプレーが便利だと思います。ミントではない味を用意しておきました。

症状緩和できますように」

戴した。病院歯科に口腔ケアを依頼しているかは不明であるし、エキスパートナースが対応してくれているようであるが、ずっと一緒に歩んできた外来担当医だからこそできることもあると思う。それは精神的なサポートである。

周術期等口腔機能管理は制度上、医師からの依頼がないと進めることができない。医科歯科連携は、いうなれば異文化交流であり、お互いに理解し合う取り組みが重要である。

文献

- 1) 中尾紀子, 鶴銅孝・周術期等口腔機能管理におけるかかりつけ歯科医の役割: 保健医療科学69(4): 357-364.2020.

2) 厚生労働省: 平成24年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査 (平成25年度調査) 歯科医等による周術期等の口腔機能管理に係る評価についての影響調査報告書(案)について H26. 6. 25 : 厚生労働省ホームページより